別添五十一4・21・4・2・1・から4・21・4・2・3・までの規定中「長さが６ｍを超える自動車」の下に「(4. 21. 4. 2. 5. に規定する自動車を除く。)」を加え、４・21・4・2・4・の次に次を加える。

4. 21. 4. 2. 5.　長さが６ｍを超え７ｍ以下の自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車に限る。)の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が３ｍ以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの３分の１以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。

別添五十一4・22・8・1・ヰ「50%以下」の下に「(これによりがたい場合は、自動車の構造上取り付けることができる最も短い間隔（1,000㎜以下に限る。)とする。)」を加え、４・23・2・ヰ「協定規則第123号の技術上の要件」を「協定規則第123号補足第４改訂版の技術的な要件」に改め、４・23・6・1・2・1・、４・23・6・3・、４・23・7・4・3・、４・23・8・2・、４・23・9・1・及び４・23・9・3・ヰ「協定規則第123号」を「協定規則第123号補足第４改訂版」に改める。

別添五十一別紙１を次のように改める。

別紙１　灯火器の表面、基準軸、基準中心及び幾何学的視認性に係る角度

図中の記号

１．照射面
２．基準軸
３．基準中心
４．幾何学的視認角度
５．発光面
６．照射面に基づく見かけの表面
７ａ．発光面に基づく見かけの表面
　　2. 6. (a)による（外側レンズあり）
７ｂ．発光面に基づく見かけの表面
　　2. 6. (b)による（外側レンズなし）
８．視認性の方向
ＩＯ　内側光学部品
ＬＧ　ライトガイド
Ｌ　外側レンズ
Ｒ　リフレクター
Ｓ　光源
Ｘ　この機能の一部ではない
Ｆ１　機能１
Ｆ２　機能２

図１　反射器以外の灯火信号装置の発光面

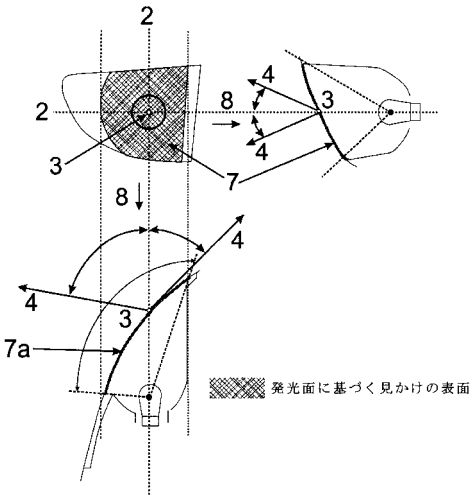


図２　反射器以外の灯火信号装置の照射面

